

## 平成 30 年度第 1 回岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の概要

### 1 開催日時

平成 30 年 10 月 9 日（火）午後 1 時 30 分から午後 3 時 20 分まで

### 2 開催場所

岩手県庁 12 階 特別会議室

### 3 出席者

#### （1）委員（7名出席）

渡辺 正和 委員長、石川 奈緒 委員、磯田 朋子 委員、佐藤 善男 委員、沢田 茂 委員、  
新井田 信也 委員、山田 佳奈 委員

#### （2）県側出席者

（総務部）熊谷総務部副部長兼総務室長、今総務室入札課長  
（医療局）久慈経営管理課主幹兼総務担当課長  
ほか抽出工事説明職員

### 4 開会

事務局から開会を宣言し、定足数を充足しており会議が成立することを報告した。

### 5 挨拶

（熊谷総務部副部長）

総務部副部長の熊谷でございます。本日は、よろしくお願いたします。平成 30 年度第 1 回岩手県  
県営建設工事入札契約適正化委員会の開会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

まずもって、先般の北海道胆振東部地震や 7 月の西日本豪雨により、犠牲になられた方々に哀悼の意  
を表しますと共に、被害に遭われた全ての皆様にお見舞い申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、御出席をいただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、東日本大震災津波の発災から 7 年半が経過いたしました。この間、復興実施計画に基づき、全  
県をあげて復旧・復興を進めてきたところであります。

本年度は、第 3 期復興実施計画の最終年度となっており、現在、震災からの復興を更に進めると共に、  
平成 28 年の台風第 10 号災害からの復旧・復興にも力を入れて取り組んでいるところでございます。

また、県では、現在、来年度からの次期総合計画策定を進めております。

次期総合計画は、来年度からの 10 年にわたる県の将来を展望し、県民みんなで目指す将来像とその  
実現に向けて取り組む政策の基本方向を示す「長期ビジョン」と、その長期ビジョンの実効性を確保す  
るため、当面 4 年間、重点的・優先的に取り組む政策等を明らかにする「第 1 期アクションプラン」に  
分けて策定をしており、先般 9 月には、「長期ビジョン」中間案と、「第 1 期アクションプラン政策プラ  
ン（仮称）」の素案を公表したところです。

来年度以降は、この新たな総合計画の下、更なる復興の推進や社会資本の整備等による県民の幸福実  
現などを目指し取組を進めることとしておりますけれども、県営建設工事入札業務を所管いたします総  
務部といたしましても、今後より一層、入札契約制度の適正な運営に努めて参りたいと考えております。

本日の委員会では、平成 29 年 12 月から平成 30 年 7 月まで契約工事などについて、御審議いただくわけではありますが、最近の県営建設工事の発注や入札状況等を簡単に御説明申し上げますと、大震災発災以降、年間を通じた契約額ベースでは、「復旧・復興工事」が「その他工事」の契約額を上回って推移していましたが、昨年度、初めて「その他工事」が「復旧・復興工事」を上回る状況となっております。

一方で、入札不調は、平成 25、26 年度をピークに減少傾向にありましたが、昨年度、平成 28 年台風第 10 号災害の復旧工事が本格化したことに伴い上昇に転じ、本年度も高い割合で推移しているところがございます。

今後も、引き続き入札動向を注視し、関係部局等と連携しながら、的確に対応して参りたいと考えてございます。

本日の御審議の中で、委員の皆様からいただいた御意見等を踏まえまして、今後の取組に生かして参りたいと存じますので、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではありますが開会の挨拶とさせていただきます。

(1) 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会関係規程の一部改正について

【事務局から説明】

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領（資料 No. 1）

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会会議の公開に関する取扱いについて（資料 No. 2）

【渡辺委員長】

ただいま事務局から説明がありましたが、質問等ありましたらお願いします。

（質疑等なし）

なければ、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは、事務局案のとおり可決いたしました。

(2) 県営建設工事に係る入札及び契約手続の運用状況等について

【事務局から説明】

ア 入札方式別発注工事の状況について（資料 No. 3～6）

イ 指名停止等の措置状況について（資料 No. 7）

【質疑等】

【渡辺委員長】

資料 No. 3－2 の発注工事総括表ですけれども、台風関連工事がその他工事に入っているとお話しいただきましたけれども、震災復旧・復興工事は分かれているのに台風第 10 号について分かれていないのはなぜか。分けている理由というのは元々何かあったのでしょうか。

（事務局）

一般的に、県の予算上の取扱いもそうですけれども、いわゆる国の復旧復興の関係で、特別会計制度がとられ、それによりまして、復旧復興工事につきましては、特別な措置で工事を行ってございます。台風第 10 号はそこまでの被害ではなかったもので、一般の工事の区分といたしますか災害の区分で取り扱っていますので、この入札の発注工事の区分につきましてもそういった取扱いに準じて

分けさせていただいております。

【渡辺委員長】

わかりました。ありがとうございます。

【山田委員】

先ほど低入札について御説明いただきました。ありがとうございます。全体に落札率が上がっていると思うのですが、中には約7割という落札率も見られるところも何件かありまして、その個別うんぬんというわけではなく、7割というのは基本的な基準としては、国の方で7割以上であればOKという基準があったのでしょうか。

(事務局)

WTOとそれ以外の工事でも取扱いが違ってまいりますけれども、WTOの場合は、調査基準価格を一定の算出式がありますけれども0.9から0.7の範囲内というふうな基準がございます。ただ、WTO以外になりますと調査基準価格は算出方式を公表しておりますので、それを下回った場合には、当該工事の入札者数が5者以上になるか5者未満になるかでも取扱いが違ってきますけれども、基本は直接工事費と現場管理費とかそれぞれの工事の費目について、数値的な基準を設けておりまして、それを一部分でも下回ると工事ができないのではないかとというような基準が定められてございます。

5者以上の場合には、入札した結果に基づきまして低い方から8割の者の入札価格に応じて変動性のいわゆる失格基準という制度を設けておりますので、その失格基準に該当した場合には、「金額だけ」で、落札できない形になっております。

【山田委員】

ありがとうございます。そうしますとWTO工事以外のところだと、例えば何割というのが必ずしも一律には言えないということでしょうか。ここで出てくる数字で70何%といったところではなくて、中を見ないと何とも言えないということ考えてよろしいでしょうか。

(事務局)

基本的には、あまり極端に低くなることはないのですが、数値的な判断基準の中でその費目を下回るようなものになると落札できなくなって参りますので、ただ、それに該当しない工事が中にはあって、それが例えば例外的に7割台で落札している場合があると考えております。

【山田委員】

ありがとうございます。内容的に項目の中で少し低いですとか、そういうことがあってもその工事には支障が出ないという判断でしょうか。

(事務局)

そうです。各費目の基準を下回らない限りは、全体として低く見えるような場合であっても工事の施工が可能と判断をしているところでございます。

【山田委員】

わかりました。この数字だけ見ますとどこかに負担がかかるのではないかと、7割になることでどこかに負担がかかるのではないかとという心配もありましてお尋ねした次第です。

(事務局)

入札をしていただいた際に、工事費内訳書を出していただいておりますので、その工事費内訳書の中で、本当に必要な経費が積算されているかというのをチェックして、落札決定をすることになっておりますので、その部分で積算の確認をさせていただいております。

【山田委員】

わかりました。ありがとうございます。

(3) 抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について

【渡辺委員長】

それでは、議事(3)「抽出工事に関する競争入札参加資格の設定方法等について」の審議を行います。

審議の対象となる工事について、今回は磯田委員に抽出していただいておりますので、抽出について磯田委員から報告をお願いします。

ア 抽出工事の選定について報告(資料No. 8)

【磯田委員】

前回の委員会で指名をいただいておりますので、事務局からの資料をもとに8月25日に対象工事を抽出いたしました。

抽出した工事は、それぞれ、資料No. 4から資料No. 6までの工事のうちから選定し、WTO対象工事の一般競争入札から1件、条件付一般競争入札の予定価格1億円以上から1件、同じく予定価格1億円未満から1件、随意契約から1件としました。

抽出にあたりましては、予定価格が比較的大きく、落札率が高いあるいは低いものの中から、総合評価落札方式、価格方式、工事種類のバランスを考慮し、抽出いたしました。

以上により、お手元の資料No. 8のとおり4件の工事を抽出いたしましたので報告いたします。

※以下、抽出工事に係る案件について審議

[担当部局から説明]

イ 一般国道397号(仮称)新小谷木橋上部工工事(資料No. 9)

[質疑等]

【新井田委員】

14頁の入札調書ですけれども、無効が多いのですけれども、これはどういったものでしょうか。

(事務局)

無効が6者ございますけれども、6者のうち工事費内訳書が適正でないということで1者、入札調書の一番上の駒井ハルテックが無効の扱いになってございます。

残りの5者につきましては、低入札、要するに調査基準価格を下回る入札がありまして、WTOの場合、調査基準価格を下回りますと詳細な資料を出していただいておりますかどうかがヒアリングをさせていただき仕組みになっておりますが、詳細な資料を出してくださいとお願いしたところ、辞退しますみたいな形で、入札書の提出はあったのですけれども、その資料の提出がないということで、無効になったという扱いでございます。

【新井田委員】

わかりました。ありがとうございます。

【渡辺委員長】

詳細なものを出してくれと業者に言った場合に、低入札の条件に引っかかったからというのは伝えるわけですか。

(事務局)

そうです。調査基準価格を下回りますとその価格で本当に施工ができるかということで、資料の提出をお願いするわけですが、その資料の提出をお願いした段階で、業者から資料の提出をいただけなかったということでございます。

【渡辺委員長】

それが5件もあったということですね。

(事務局)

はい。

【渡辺委員長】

面倒なんですね。これは。

(事務局)

そうです。施工体制確認型の場合、資料が結構、準備するのが大変だというふうになっておりまして、本県の場合も、これに該当するとなかなか詳細の資料を出すまでいかないのがほとんどの状況になります。

【渡辺委員長】

ありがとうございました。

[担当部局から説明]

ウ 二級河川久慈川筋湊町地区河口閉塞対策施設設置工事 (資料 No. 10)

[質疑等]

【佐藤委員】

小山組の技術評価点が12.15点で落札者より高いのですが、技術評価が高いのに結果的にどうか、どちらかというとなかなか技術評価が高い方がむしろ性質のいい工事というか、そういう側面についてはどうなのかなというところをお聞きしたい。

(県北広域振興局)

入札制度に基づいて算出しておりますが、技術の方が高い方がという考えもあるかとは思いますが、基準通りの算出となっております。価格の方が安かったのが大きかったということになります。

【石川委員】

今の質問に関連しますが、この技術評価点というのは、最低値みたいなものはあるのですか。極端な話、「0点」でもいいのかということですけども。

(事務局)

技術評価ですけども、標準が0点、それに対して工夫した点を与える形になっておりますので、今回については最低でも8.5点とかありますけれども、これがなくても入札公告の参加できる条件になりまして、プラスアルファを総合評価で加点をしておりますので、それが0点になっても公告条件には入るということで、入札には入れることになります。

【石川委員】

わかりました。

(事務局)

先ほどの関係の補足ですけど、総合評価の簡易2型は、技術項目の中で企業の施工能力とか技

術者の要件とか地域精通度というのがございまして、それぞれ審査項目があるわけですが、施工能力に関しては、満点が3点、技術者要件は3.5点、地域精通度も3.5点というような配点になってございます。

当然、要件に合致していなければ技術力の点数は低くなる場所ですが、そもそも総合評価落札方式は価格と技術力をどちらもバランスをとって優れた方の業者を工事をお願いするという制度でして、価格評価点につきましても予定価格に対する入札価格の割合でポイントが決まる計算式があるわけですが、それを組み合わせて総合評価点の点数が出て参ります。技術評価点としては、簡易2型の場合は、最高で15点まで満点の場合は取れることになっておりますので、技術評価点を取った中で、あとは実際に入札いただいた入札額が予定価格に対してどれくらい離れているかといったところになってくるわけですが、実際、技術力がいい方が例えば、多少価格が高くてもみたいなどころはあるかもしれませんが、そこは制度の中で、いくら位の金額が技術力の点数に見合うのかというのはなかなか相対的な評価が難しいところもございまして、今は統一的なルールで価格に関する評価はこういう計算式でやりましょうとか、技術力に関しては、簡易2型の場合には、今、申し上げた満点15点の中でどのくらい点数がとれるかというのを組み合わせる中で最も総合評価点が高い業者をお願いをしているというものでございます。

【山田委員】

今、おっしゃっていただきました計算式というのは、全国统一ですか。

(事務局)

全国ではなくて、岩手県の設定になる場所でございます。

【山田委員】

そうしますと、変な言い方ですけど変えることもできるという、そういう可能性は零ではない。

(事務局)

そうです。県の設定ですので、いろいろ制度設計は、例えば他県によってかなり異なる場所はあるかと思えますし、国ともやはり制度設計が違ふ場所がございまして、他県の例を参考にしつつどういうふうにするかというのは、技術の点数をどの程度重くみるとか、価格をどういうふうにとり方バランスのとりの方法は研究をさせていただくことはあるかとは思っています。

【山田委員】

ありがとうございます。私も先ほど委員さんがおっしゃった点というのは気になっていた場所ではあるので、あり得なくはないということで承知いたしました。

【渡辺委員長】

大きいファイル(県営建設工事例規集)の資料11にあるのですが、相当複雑ですね。

【磯田委員】

今の問題点、私も委員なりたての時に、やっぱりちょっと疑問を持って、意見を言わせていただいたことだったので、また同じように委員さんから同じような意見が出るという事で、変えられる可能性はあるっていうことですが、委員の中から毎回ではないにしても、8年までできるのであれば、委員って、その中で何回も同じようなことが指摘される場所であれば、少し検討する余地はあるのではないかなって思いました。

(事務局)

ありがとうございます。一応、先ほど申し上げた通り、技術評価の部分に関しては、私ども入札担当だけでなく、工事発注所管課の意見も頂戴しながら、どういうふうにしていくのが一番良いの

かというところをいろいろと検討させていただきながら、もし、変える必要があるということであれば、そこは慎重に、いろいろ影響も大きくなるかとは思っていますので、そういったところも踏まえて勉強させていただきたいと思っております。

【渡辺委員長】

疑問点は、検討するときに検討していただきたいという程度でよろしいですね。この点について、開催してほしいというところまではいかないということで。

【磯田委員】

はい、毎回、同じような意見、質問が出されていることもあって、皆さん、疑問に思われる点なのかなって思いましたので。

[担当部局から説明]

エ 一級河川砂鉄川筋松川地区内水対策施設（電気）工事（No. 11）

[質疑等]

【沢田委員】

本件に限った話ではないのですけれども、資料の14頁の排水ピットの一般図のところ、排水ポンプを鵜住居から転用するというので、いわゆる中古品を使うような格好になるのですけれども、耐久性といいますか耐用年数とかあるいは、鵜住居から持ってきたという事に限らず、いざ、実際に洪水が起こりそうになったというときに、実は古いのを使っていたがためにうまく機能しなかったとか、そういったことはないのか教えていただきたいのですけれども。

（千厩土木センター）

鵜住居のポンプですけれども、やはり耐用年数が少し経過しているということで、点検をして、再度、オーバーホールをして使うような形を考えております。耐久性については問題ありません。

[担当部局から説明]

オ 一般国道106号宮古西道路松山～田鎖地区舗装工事（No. 12）

[質疑等]

【石川委員】

選定業者のところでは舗装工事A級とありますが、B級とかもあるのですか。

（宮古地域振興センター）

舗装工事につきましては、A級とB級に分かれておりまして、税込み設計額1,500万円を境にA級とB級に分かれております。

【石川委員】

わかりました。ありがとうございます。あともう一つ辞退される会社が凄く多いのですけれども、これはもう、とても受注できるような余裕はないという話なのでしょうか。

（宮古地域振興センター）

直接辞退した会社からというわけではなく、あくまでもこちらの想定ですが、昨年度、宮古地区で台風第10号災害からの本格復旧工事の発注が非常に多くございまして、それらの関係で大分、入札不調の件数も多かった状況です。おそらくですが、技術者の配置に困難を極めたのではないかと当方では見てございます。

【石川委員】

わかりました。

(4) 県営建設工事に係る入札の取りやめの状況及び落札率について

【事務局から説明】

県営建設工事に係る入札の取りやめ状況及び落札率について（資料 No. 13、14）

【質疑等】

【渡辺委員長】

入札の取りやめの御説明の中で、台風第 10 号関連の入札の 38% が取りやめになったという話がありました。その対策として、発注時期の見直しというお話があったと思うのですが、具体的にどうということか教えていただけますか。

(事務局)

どうしても集中して発注されてしまいますので、そうするとやはり受ける業者としては、技術者の手配とか様々なところがありますので、災害復旧に関しましてはできるだけ早くやるのが望ましいのですが、入札不調になった場合の影響も考えて、若干、時期を平準化するような形で工事所管課に発注を御協力頂いているということでございます。

【渡辺委員長】

よくわかりました。ありがとうございます。

【渡辺委員長】

これで予定をしていた議事、全て終了ということになりますので、事務局にお返しします。

8 その他

(事務局)

渡辺委員長には、長時間にわたり議事の進行をいただき、ありがとうございました。

4の「その他」でございます。

委員の皆様から何かございますか。

それでは事務局から申し上げます。

次回の委員会の開催は2月上旬の開催を予定しておりますが、委員の皆様の日程を伺い、決定次第お知らせすることといたします。

また、審議対象工事を抽出する委員は、今回は、佐藤委員にお願いすることとなりますので、佐藤委員には、別途、御依頼申し上げますので、よろしくお願い申し上げます。

5 閉 会

以上をもちまして、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の一切を終了いたします。ありがとうございました。